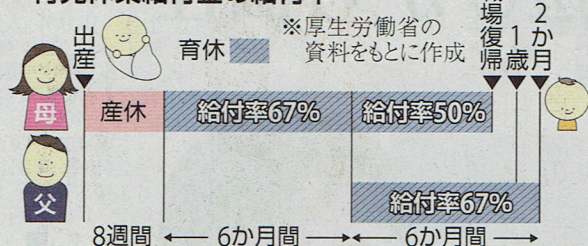


育休の取得例と 育児休業給付金の給付率



育児休業給付金は、雇用保険に加入する労働者が育休を取り、1歳未満の子どもの養育



制度

育児休業(育休)中に雇用保険から支給される「育児休業給付金」。男性の育休取得を促進しようと、昨年度から支給額が引き上げられたが、利用は広がっていない。制度をよく確認して、活用したい。

要件確認し男性も有効活用

? 育児休業給付金 引き上げ

■育児休業給付金制度を活用する際のポイント

- 雇用保険の加入者であることなど、給付金の支給要件を満たしているか、会社に確認しておく
- 育休開始日から半年間は、給付金の給付率が育休前の給与の67%に上がったので、夫婦それぞれの手取りでの金額も試算してみる
- 支給額の試算を踏まえ、夫婦それぞれが取得する育休の期間を話し合う
- 会社の対応などに疑問がある場合は、労働局やハローワークに相談する

(新田さんの話を基に作成)

育する場合に支給される。子が保育園に入れないときなどは、育休が1歳半になる前日まで延長でき、給付金も延長して受け取れる。

昨年4月から給付金の給付率が引き上げられた。それまで育休前6か月間の平均賃金の50%だったのが、育休取得開始日から半年間は67%になった。半年以降は、従来通りの50%となる。

厚生労働省雇用保険課の三宅秀朋さんによると、「制度改正は、男性の育休取得率を上げるため」という。同省の調査によると、2011年10月からの1年間に子が生まれ、13年10月までに育休を取得した女性の割合は83%。一方、男性は2%しかいなかった。

男性が育休を取得しない理由として、大幅な収入減を挙げる声が多かったという。一般に夫婦のうち夫の方が妻より賃金が高い傾向にあり、男性が育休を取ると家計への負担が大きくなるためだ。

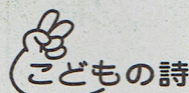
「給付率の67%というのは、手取り額でみると育休前の約8割に相当する」と、三宅さんは説明する。給付金は非課税で、所得税はかからない。育休中の健康保険料などの社会保険料は免除される。厚労省の試算では、月23万円の給与の場合、税と健康保険料などが引かれて手取り額は17万8800円。一方、この給与

では給付金額が15万4100円となり、住民税だけを差し引いて13万9100円が受け取れる計算だ。

子育て制度に詳しい、社会保険労務士の新田香織さんは「男性が育児に参加できる仕組みが整ってきた」と評価する。

共働き家庭の場合、夫婦で育休を取得すれば、子が1歳2か月まで育休期間を拡大できる。給付金は夫婦それぞれに支給される。新田さんは「妻1人で1年間育休を取るより、夫婦で半年ずつ取得した方が、給付金の総額が大きくなるケースもある。夫が育休を取れば、妻の職場復帰もスムーズになる」と話す。

注意点もある。給付金の支給額は上限がある。最初の半



兄妹の関係

松久 日和

最近...というよりちょっと前からお兄ちゃんが優しくなった
おかしをゆずってくれたり
色んな趣味の話をしたり
ケンカもあまり大げさにしない
うれしいけど ちょっとさみしい
大きくなるってこういう事かなあ
(岐阜県美濃加茂市・西中2年)

お兄ちゃんとは、お菓子の取り合いがなくなった。妹は複雑な気分。
(平田俊子)